

# 手話講習会を開催するにあたって

## Q 1 手話講習会はいつ頃開始されたのですか？

A 大分県では昭和 46 年に大分市で初めて手話講習会が開催されました。当時の受講者は 20 人程度であり、現在の年間 1,000 人と比べると約 50 倍に増えており、手話をコミュニケーションの中心として使う聴覚障害者にとっては大変 喜ばしい限りです。

## Q 2 手話や手話通訳を必要とする人たちは？

A 県内の聴覚障害者は約 7,000 人いますが、これは身体障害者手帳を持っている人の数です。この人たちの全てが手話を必要とするわけではなく、手帳の 1 級、2 級の聴覚障害者が中心になると思います。

しかし、手話や手話通訳を必要とするのは聴覚障害者だけという考え方ではなく聴覚障害者と関わりのある聞こえる人たちも手話通訳が必要であり、もっと多くの手話奉仕員や手話通訳者を養成していかなければなりません。

## Q 3 手話講習会での指導内容は？

A 1 講座 2 時間で指導し、内容はクラスの程度に応じてレベルアップしていきますが、下記のようになります。

手話技術面では、テキストに沿って日常会話を練習したり、ビデオを見て学習を行います。

理論面では聴覚障害者の抱える問題や福祉制度についての学習を深めます。

## Q 4 手話はどれくらいでマスターできるのですか？

A 手話も一つの言語ですから、他の言語と同様に長い期間が必要となりますが日常の基礎会話程度であれば、個人差はありますが基礎課程を修了すれば可能だと思います。

## Q 5 聴覚障害者協会はどのような事業を行なっているのですか？

A 主に下記のような事業を行なっています。

★大分県聴覚障害者センターの運営受託

- ・ 字幕入りボランティア養成事業
- ・ 字幕入りビデオの制作、貸し出し
- ・ 福祉機器の貸し出し

★県、市町村等からの受託

- ・ 手話奉仕員養成派遣事業
- ・ 手話通訳者養成派遣事業
- ・ 要約筆記奉仕員養成派遣事業
- ・ 字幕入りビデオライブラリー事業
- ・ 聴覚障害者生活訓練事業
- ・ 聴覚障害者相談員設置事業
- ・ 大分県議会、市議会傍聴手話通訳
- ・ 大分市要約筆記奉仕員派遣事業
- ・ 手話通訳者、奉仕員派遣事業（18市より受託）
- ・ 教育機関手話指導者派遣事業（17の教育機関に派遣）

## Q 6 講習会は誰が指導するのですか？

A 健聴者は協会が実施する手話通訳認定試験合格者（131名）の中から講師として適当と認められた者（43名）を講師として派遣。聴覚障害者の中から講師として適当な者（25名）を講師として派遣しています。

手話講習会の講師は慎重に選出しています。それは、単に手話技術だけでなく、聴覚障害者の教育、福祉、生活、職業、手話通訳者としての倫理等幅広い分野にわたっての知識を持っていないと、手話を興味本位に指導してしまい、聴覚障害者の福祉向上につながらないという考えからです。

従って、各地で手話講習会を開催する場合は本協会と協議の上、講習会を開催してほしいと願っています。

また、一回のみの手話講座や体験学習などについても手話学習者個人や手話サークルに依頼するのではなく大分県聴覚障害者協会に連絡していただくようお願いいたします。

## Q 7 手話講習会を修了した後はどんな活動をするのですか？

A 手話講習会基礎課程を修了した後すぐに聴覚障害者に対して手話通訳を行なうには技術、知識の面でも無理があり、手話サークルに加入して数年後に実際の活動を開始するのが一般的です。

手話サークル活動を通じて知識や技術を磨くとともに、手話通訳はプライベートな内容が多く含まれるため聴覚障害者との交流を通じて信頼関係を築いていくことが必要になるわけです。

## Q 8 手話講習会の受講者のテキスト代はどうなりますか？

A 受講者のテキスト代は下記のようになります。

手話豊委員養成テキスト

手話を学ぼう 手話で話そう	3, 240円
手話学習ボランティア活動の手引き	1, 000円
サブテキスト（豊の国聴障ニュース）	2, 000円
行こう、とにかく行こう	800円
	7, 040円

## Q 9 手話講習会の課程はどうなっていますか？

A 各課程の時間数は下記のようになっています。

★入門課程 2時間を24回（48時間）

★基礎課程 2時間を23回（46時間）

★上級課程 2時間を12回（24時間）

## Q10 短期の手話講座や1回だけの講座はどうなりますか？

A 主催者の希望に応じた回数で講座を開催できます。医療関係・金融関係・販売関係・接客関係・子供向け等の各種講座に対応できますのでお電話でお問い合わせください。